

## 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2017年4月19日

当社は、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、静岡県および御前崎市との協議を経て、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

### 防災業務計画の修正の概要

原子力事業者は、原災法に基づき、毎年防災業務計画の見直しを検討し、必要がある場合は修正をおこなうこととしています。

今回の修正の概要は以下のとおりです。

- (1) 「原子力緊急事態支援組織(注1)」に係る記載の拡充
  - ・ 平常時の主な業務内容および災害発生時の支援内容の追加
  - ・ 原子力防災要員への原子力緊急事態支援組織の要員の追加
  - ・ 保有資機材の追加
- (2) 本店の防災会議室に SPDS(注2)を新規整備したことに伴う修正
- (3) その他記載の適正化 など

参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

注1 原子力緊急事態支援組織とは、電気事業連合会が、福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえて、万が一事故が発生した場合でも多様かつ高度な災害対応が可能な支援体制を整備することを目的に設立した組織です。

注2 SPDS(安全パラメータ伝送システム)とは、プラントにおける安全上重要なパラメータを伝送するシステムであり、浜岡原子力発電所の緊急時対策所で参照できるようにしていましたが、今回、本店の防災会議室でも参照できるよう整備しました。

以上

## 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

(以下の下線部の項目について必要な修正をおこなっています。)

章立て	内 容
第1章 総則	第1節 計画の目的 第2節 <u>定義</u> 第3節 計画の基本構想 第4節 計画の運用 第5節 計画の修正
第2章 原子力災害事前対策の実施	第1節 <u>防災体制</u> 第2節 <u>組織の運営</u> 第3節 <u>放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</u> 第4節 <u>原子力災害対策活動で使用する資料の整備</u> 第5節 <u>原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</u> 第6節 防災教育の実施 第7節 <u>防災訓練の実施</u> 第8節 関係機関との連携 第9節 周辺住民に対する平時の広報活動
第3章 緊急事態応急対策他の実施	第1節 <u>連絡及び通報</u> 第2節 <u>応急措置の実施</u> 第3節 <u>緊急事態応急対策</u>
第4章 原子力災害中長期対策	第1節 緊急体制の解除 第2節 中長期対策の計画等 第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
第5章 その他	第1節 <u>他の原子力事業者への協力</u>

以 上